

和歌山県工業技術センター公的研究費の適正な運営・管理を行うための不正防止計画

平成 27 年 11 月 11 日制定

和歌山県工業技術センター「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」に基づく実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）第 5 条第 2 項に規定する不正防止計画については、次のとおりとする。

- 1 当センターにおける公的研究費の適正な運営・管理を行うため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対する不正防止計画を定める。
- 2 最高管理責任者（マニュアル第 4 条第 1 項に規定する「最高管理責任者」をいう。）は、不正防止計画を率先して行い、その進捗管理に努める。
- 3 構成員（マニュアル第 3 条第 1 項に規定する「構成員」をいう。）は、公的研究費の不正使用や研究に関する不正行為が、当センターのみならず、県政運営に深刻な影響を及ぼすものであることを認識の上、その執行に当たらなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者（マニュアル第 6 条第 1 項に規定する「コンプライアンス推進責任者」をいう。）は、コンプライアンス推進副責任者（マニュアル第 6 条第 1 項に規定する「コンプライアンス推進責任者」をいう。）と共同し、マニュアル第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる不正防止計画の実施等の責務を負う。
- 5 不正を発生させる要因及び具体的な不正防止計画は、次のとおりとする。

不正を発生させる要因	左記の要因に対する不正防止計画
・ 公的研究費の運営・管理に係る者の責任が明確にされていない。	・ マニュアル第 4 条から第 7 条に規定する責任者等の役割と相互関係を明確にし、構成員に周知する。
・ 公的研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	・ 意識向上のためのコンプライアンス研修を行い、行動規範（マニュアル第 3 条の規定による「行動規範」をいう。）の周知・徹底を図る。
・ 公的研究費に係る事務処理手続きが十分理解されていない。 ・ 研究活動に従事する構成員の判断で、旅行、発注、検収及び支払い等を行う。	・ 事務処理手続き（マニュアル第 8 条の規定による「公的研究費に係る事務処理手続き」をいう。）を十分理解させるため、年度当初又は公的研究費応募時等、適当な時期に説明会等を開催し、必ず関係者を参加させ、理解させる。 ・ 出張に係る面談の相手方からの聞き取りや物品等の検査や納入業者からの聞き取りなどの必要な手段を講じる。
・ 予算の執行が年度末や研究契約の終了時期に集中する。	・ 不正防止計画を研究の進捗及び予算の執行状況を検証するとともに、研究計画と実態に齟齬がないか確認する。
・ 内部監査（マニュアル第 30 条に規定する「内部監査」をいう。）で指摘された不正事項が再発する。	・ 当センター内で周知徹底し、類似事例の再発防止を徹底する。

- 6 最高管理責任者は、必要に応じて、不正の発生要因を排除するため、統括管理責任者に対して事務処理手続き、決裁手続き及び所内規程等の見直しその他の措置を行わせるものとする。

- 7 統括管理責任者は、不正防止計画の実施の状況を確認するとともに、優先的に取り組むべきものや様々な状況変化に対して定期的に不正防止計画の見直し等を行う。
- 8 前項の規定に基づき、統括管理責任者が実施する不正防止計画に関する事務を担当する部課は、マニュアル第 14 条に規定する通報窓口を担当する部課とする。
- 9 最高管理責任者は、構成員が参加する定期及び臨時の進捗会議等において、それぞれの研究活動の進捗等について適宜、ヒアリングを実施するとともに、必要と認める者を研究進捗ヒアリングに同席させ、意見を聴くことができる。
- 10 構成員は、研究活動の進捗や研究活動において生じる問題点などについて、コンプライアンス推進責任者及び第 8 項の部課に対して、日常的に報告と相談を行うものとする。